

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部改正について

平成 21 年 9 月策定した「今後の大阪府の屋外広告物規制の基本方針」に基づき、屋外広告物行政は景観行政と連携するため、平成 22 年 9 月に大阪府景観計画区域第二次指定により追加された区域に対応して、屋外広告物条例の許可区域及び表示制限区域の追加指定を行いました。

1. 表示制限区域の追加について

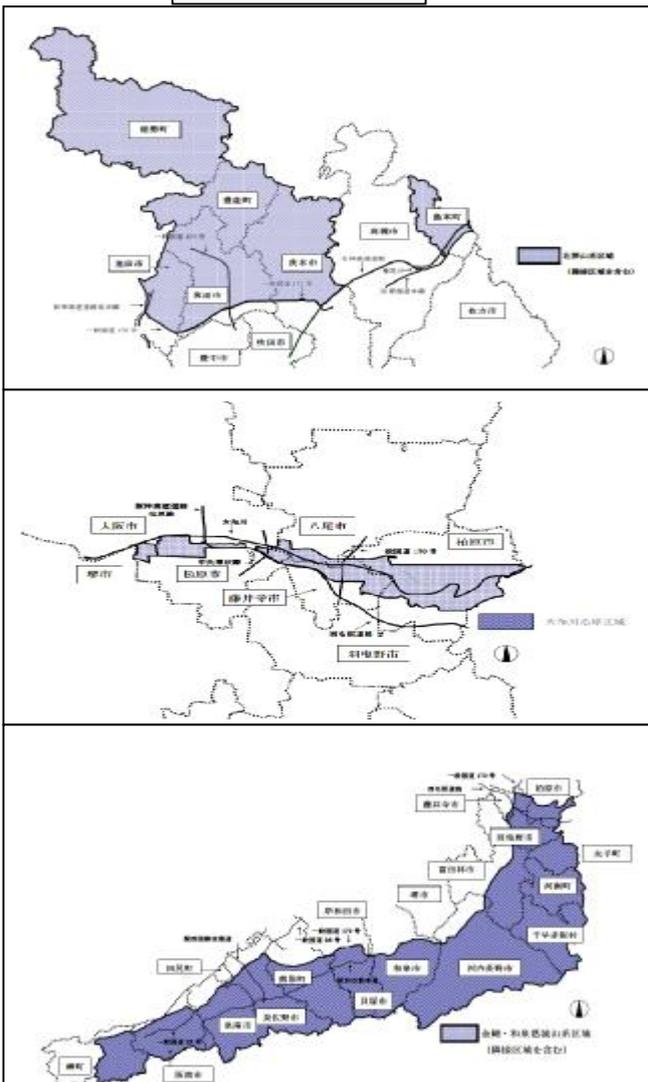
今回、新たに表示制限区域に追加した区域は、3 区域です。

○面型表示制限区域を追加：大和川沿岸区域、北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域

主な制限内容（許可基準から制限を強化した部分）

- ・遠景に影響する「屋上広告物」の高さ制限を強化します。（商業、近隣商業地域を除く）
（建物の高さの 2/3 以内→1/3 以内）
- ・北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域の市街化調整区域における非自家用広告物の面積制限を強化します。
（7 m²以内）

表示制限区域図



【経過措置】

広告物が新たに許可区域・表示制限区域に存することとなった場合、以下の経過措置の適用があります。

- (1) 掲出している広告物が新たに許可区域に存することとなった場合、条例第 7 条第 2 項による届出が必要です。この届出をすると、平成 23 年 4 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）は、許可を受けたものとみなされます。
- (2) 掲出している広告物が新たに表示制限区域に存することとなり、かつ、改正後の規制により不適合となった場合、条例第 7 条第 5 項の規定により平成 23 年 4 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）に限り、許可を受けることにより適法な状態とすることができます。なお、この期間を過ぎると、改正後の規制に適合するよう改修していただく必要があります。
- (3) これまで許可を受けていた広告物が改正後の規制により不適合となった場合、条例第 7 条第 6 項の規定により平成 23 年 4 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）は、従来と同じ基準で許可を受けることができます。なお、従来と同じ基準で許可を受けることができる期間中に受けた当該許可期間が満了するまでに、改正後の規制に適合するよう改修していただく必要があります。

2. 施行日について

新たな表示制限区域（面型）の追加については、平成23年4月1日から施行します。

【問い合わせ先】

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課景観推進グループ

電話 06-6944-9333（直通）平成23年3月18日まで

電話 06-6210-9718（直通）平成23年3月22日以降

※ 許可・届出等の窓口は、管轄の府土木事務所（管理グループ）です。

なお、平成23年1月1日から池田市、富田林市、河内長野市、箕面市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町の地域につきましては、申請受付業務が大阪府から事務移譲されています。

① 平成23年1月1日より許可申請書の提出先となった市町

市町名	担当課	所在地	連絡先
池田市、箕面市、豊能町、能勢町については、共同処理（池田市役所内）で行う。			
（窓口）	池田市まちづくり課	池田市城南1丁目1番1号	072-752-1111
富田林市	まちづくり推進課	富田林市常盤町1番1号	0721-25-1000
河内長野市	まちづくり推進室	河内長野市原町1丁目1番1号	0721-53-1111
大阪狭山市	都市計画グループ	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	072-366-0011
阪南市	都市整備課	阪南市尾崎町35番地の1	072-471-5678
太子町	地域整備室	南河内郡太子町大字山田88番地	0721-98-0300

② ①以外の市町村に掲出する場合の許可申請書の提出先

府土木事務所名	所在地	連絡先	管轄区域
池田土木事務所 維持管理課	池田市城南1丁目1番1号 （豊能府民センタービル内）	072 752-4111	豊中市
茨木土木事務所 維持管理課	茨木市中穂積1丁目3番43号 （三島府民センタービル内）	072 627-1121	吹田市、茨木市、摂津市、 島本町
枚方土木事務所 維持管理課	枚方市大垣内2丁目15番1号 （北河内府民センタービル内）	072 844-1331	守口市、枚方市、寝屋川市、 大東市、門真市、四條畷市、 交野市
八尾土木事務所 維持管理課	八尾市荘内町2丁目1番36号 （中河内府民センタービル内）	072 994-1515	八尾市、柏原市
富田林土木事務所 維持管理課	富田林市寿町2丁目6番1号 （南河内府民センタービル内）	0721 25-1131	松原市、羽曳野市、藤井寺市、 河南町、千早赤阪村
鳳土木事務所 維持管理課	堺市西区鳳東町4丁目390番1号 （泉北府民センタービル内）	072 273-0123	泉大津市、和泉市、高石市 忠岡町
岸和田土木事務所 維持管理課	岸和田市野田町3丁目13番2号 （泉南府民センタービル内）	072 439-3601	岸和田市、貝塚市、泉佐野市 泉南市、熊取町、田尻町、 岬町